



例えば・・・

会社経営者の豊さん（70歳）が委託者となり、長男である祐一さん（45歳）を受託者、ご自身を受益者とし信託契約を締結します。そして、信託財産が自社株なので、自社の株主名簿に、株主を受託者である祐一さんとする名義書き換えをします。受益者を委託者である豊さんにすることによって、税法上、実質的な所有者に変更はないと考えますので、**贈与税はかかりません**。そして、議決権は、原則、受託者である祐一さんが行使します。この状態で、祐一さんに経営者としての適性があるかどうか判断できますし、また、豊さんが、議決権を行使することも可能です。

後に、**豊さんが亡くなられた場合には、信託契約の内容に従って、株を後継者である祐一さんに確定的に移転**させることによって、**遺言書**と同じ効果が得られます。この際には、相続税が課せられます。

